

令和4年3月1日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
1 本庁機関等の再編について……………	1
2 指定管理者制度の運用に関する指針の改正について……………	3
3 令和4年度税制改正案の概要について……………	7
4 かながわ女性センター跡地の利活用について……………	9
5 神奈川県公共施設等総合管理計画の改訂（案）について……………	11

参考資料 神奈川県公共施設等総合管理計画（案）

1 本庁機関等の再編について

令和4年度に向け、次のとおり組織再編を実施する。

(1) 再編の内容

【知事部局】

ア 財産経営部の再編

- ・ 県有財産の有効活用及び施設整備を一元的に実施し、効果的・効率的に財産管理・運用を行うため、財産経営課と施設整備課を統合する。

現 行	再編後
【総務局】 財産経営部 └── 財産経営課 └── 施設整備課	【総務局】 財産経営部 └── 財産経営課

イ オリンピック・パラリンピック課の廃止

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の終了に伴い、オリンピック・パラリンピック課を廃止する。

現 行	再編後
【スポーツ局】 └── 総務室 └── スポーツ課 └── ねんりんピック課 └── <u>オリンピック・パラリンピック課</u>	【スポーツ局】 └── 総務室 └── スポーツ課 └── ねんりんピック課 [廃止]

ウ 農政部の名称変更

- ・ 県内水産業の成長産業化の実現に向けた取組を推進するにあたり、水産施策を含めた一次産業の活性化を推進する組織であることを明示するため、農政部の名称を農水産部に変更する。

現 行	再編後
【環境農政局】 └── 農政部	【環境農政局】 └── 農水産部 [名称変更]

エ 県土整備局の再編

- 土砂対策及び水害等への対応強化に向けて、土砂災害対策と土砂適正処理対策、河川事業と海岸港湾事業をそれぞれ一元化し、一体的に推進するため、建設リサイクル課を廃止し所管業務を関連所属に移管するとともに、河川課及び砂防海岸課を再編し、河港課及び砂防課を設置する。

現 行	再編後
<p>【県土整備局】</p> <pre> graph TD A[事業管理部] --- B[建設リサイクル課] A --- C[河川下水道部] C --- D[河川課] C --- E[砂防海岸課] </pre>	<p>【県土整備局】</p> <pre> graph TD A[事業管理部] --- B[河川下水道部] B --- C[河港課] B --- D[砂防課] </pre>

【警察本部】

ア 地域部の再編

- 地域警察官の指導育成業務を一体的に実施するとともに、地域警察力に必須となる技術指導を専門的に行うため、地域総務課に地域指導課を統合する。

現 行	再編後
<p>地域部</p> <pre> graph TD A[地域部] --- B[地域総務課] A --- C[地域指導課] </pre>	<p>地域部</p> <pre> graph TD A[地域部] --- B[地域総務課] </pre>

(2) 再編の時期

令和4年4月1日

2 指定管理者制度の運用に関する指針の改正について

(1) 改正の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の県民サービスの向上と管理経費の節減等を目的に導入しており、県は指定管理者による公の施設の管理運営状況を継続的に確認し、当該目的の達成状況を検証する必要がある。

このため、県はモニタリングを通して、指定管理者によるサービス水準の維持・向上及び当該施設の効果的な活用が図られているか確認しているが、各施設の状況に応じたより良質なサービスの提供に繋がる効果的なモニタリングの実施に資するため「指定管理者制度の運用に関する指針」（以下「指針」という。）の改正を行う。

(2) 改正の内容

指針の「Ⅷ 指定管理者による施設の運営」にモニタリング実施にあたっての基本的な考え方を追加し、定期的な現地調査や指定管理者との意見交換を行うなど、県は指定管理者と適切なパートナーシップを形成し、効果的なモニタリングを実施するよう指針に明記する。

ア 基本的な考え方の追加

制度導入の効果を最大限に引き出す観点から、従来 of 施設設置者としての立場に基づく「監督・指導型」（書類確認・現地調査等）のモニタリングに加え、指定管理者との適切なパートナーシップの形成に基づく「対話・協議型」（意見交換・連絡調整等）のモニタリングを位置付け、2つの手法を組み合わせながら、施設の特性に応じて効果的なモニタリングを実施するよう追加する。

イ 定期（月例）モニタリング等の充実

現在、業務日報及び月例業務報告書の書類確認のみの記載としているが、アの改正に伴い、定期的な現地調査や指定管理者との意見交換等の実施を追加する。

(3) 今後の予定

令和4年3月 「指定管理者制度の運用に関する指針」改正

※改正指針は、令和4年4月1日から適用する。

改正案	現 行
<p><u>I (略)</u></p> <p><u>II 指定管理者制度の概要</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 公の施設の管理に関する県の基本的な考え方 指定管理者制度の導入は、民間活力の積極的な活用を図る手法の一つとして位置付けている。 制度を導入した施設については、サービス水準の維持・向上を図るため、<u>県は管理運営状況の適切なモニタリングを通じて</u> <u>、指定管理者に対して必要な指導を行うとともに、指定管理者と適切なパートナーシップを形成し、きめ細やかな情報共有にも努めるなど、連携して施設の管理運営にあたるものとする。</u> 指定管理者制度を新規導入する場合、あるいは引き続き指定管理者制度による管理運営を継続する場合は、競争原理を活かす観点から公募を原則とし、選定手続における公平性・透明性を確保する。</p> <p><u>III (略)</u></p> <p><u>IV 指定管理者候補の募集</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 募集要項の作成 募集する施設ごとに募集要項（非公募とする施設は申請要項）を作成する。 複数の施設を一括して募集する場合は、まとめて一つの募集要項を作成する。 (1) 募集要項に記載する項目 次の項目を記載するほか、施設の設置目的や特性に応じて必要な項目を追加する。 ■ 募集要項記載項目 施設の概要、申請資格等、申請の手続、申請書類、選定方法等、指定管理業務開始までのスケジュール（予定）、選定過程等の公表、指定期間（予定）、指定管理者が行う業務、管理に要する経費、管理の基準、県と指定管理者のリスク分担、協定の締結、事業実施状況のモニタリング等、指定の取消し等、その他の事項、申請関係様式、参考資料等、問い合わせ先</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>V～VII (略)</u></p> <p><u>VIII 指定管理者による施設の運営</u></p> <p>1 モニタリング (1) 概要 ア 意義 指定管理者制度を導入する目的は、県民サービスの向上と管理経費の節減等にあることから、<u>県は指定管理者による公の施設の管理運営状況を継続的に確認し、当該目的の達成状況を検証する必要がある。</u> <u>そこで、制度導入後においては、指定管理者によるサービス水準の維持・向上及び当該施設の効果的な活用を図ることができているかを</u> <u>確認するため、県はモニタリングを実施する。</u> <u>また、モニタリングを通じて、県と指定管理者は課題等を共有し、</u> <u>連携して当該施設の管理運営の持続的な改善につなげるものとする。</u> イ 根拠 地方自治法において、指定管理者は毎年度終了後に事業報告書を県に提出すること（法第244条の2第7項）、<u>県は管理運営の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、必要な指示を行うこと（同条第10項）、</u>県の指示に従わない場合は指定の取消し等を</p>	<p><u>I (略)</u></p> <p><u>II 指定管理者制度の概要</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 公の施設の管理に関する県の基本的な考え方 指定管理者制度の導入は、民間活力の積極的な活用を図る手法の一つとして位置付けている。 制度を導入した施設については、サービス水準の維持・向上を図るため、<u>管理運営状況の</u> <u>モニタリング（監視）を適切に行うとともに</u> <u>、指定管理者に対して必要な指導を行う。</u></p> <p>指定管理者制度を新規導入する場合、あるいは引き続き指定管理者制度による管理運営を継続する場合は、競争原理を活かす観点から公募を原則とし、選定手続における公平性・透明性を確保する。</p> <p><u>III (略)</u></p> <p><u>IV 指定管理者候補の募集</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 募集要項の作成 募集する施設ごとに募集要項（非公募とする施設は申請要項）を作成する。 複数の施設を一括して募集する場合は、まとめて一つの募集要項を作成する。 (1) 募集要項に記載する項目 次の項目を記載するほか、施設の設置目的や特性に応じて必要な項目を追加する。 ■ 募集要項記載項目 施設の概要、申請資格等、申請の手続、申請書類、選定方法等、指定管理業務開始までのスケジュール（予定）、選定過程等の公表、指定期間（予定）、指定管理者が行う業務、管理に要する経費、管理の基準、県と指定管理者のリスク分担、協定の締結、事業実施状況のモニタリング（監視）等、指定の取消し等、その他の事項、申請関係様式、参考資料等、問い合わせ先</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>V～VII (略)</u></p> <p><u>VIII 指定管理者による施設の運営</u></p> <p>1 モニタリング (1) 概要 指定管理者の指定管理業務の実施状況や収支状況等を確認し、<u>指定管理施設のサービス水準の維持・向上を図るため、管理運営状況をモニタリング（監視）する。</u></p>

行うことができること（同条第11項）が定められている。

なお、モニタリング実施にあたっての詳細は、県と指定管理者が双方の合意によって締結する協定書に記載する。

ウ 基本的な考え方

モニタリングが適切に実施されない場合、指定管理者による提案事項の不実施、サービス水準の低下、不適切な会計処理、重大な事故や事件の発生、経営悪化に伴う破綻など、施設の管理運営において発生のおそれと考えられる様々なリスクを顕在化させる可能性がある。

また、指定管理者による創意工夫やノウハウを引き出し、サービス水準の維持・向上を図るには、リスクマネジメントの観点だけではなく、県と指定管理者が双方向のコミュニケーションを通じて適切なパートナーシップを形成し、信頼関係を構築することが求められる。

そこで、モニタリングの形骸化を防ぎ、制度導入の効果を最大限に引き出す観点から、次の2つの手法を組み合わせ、施設の状況に応じて効果的なモニタリングを実施する。

(7) 監督・指導型のモニタリング（書類確認・現地調査等）

県は施設設置者としての責任を有する立場にあることから、指定管理者から提出される書類の確認のほか、定期的な現地調査などを行い、指定管理業務等の適正な実施状況の確認を行う。

なお、指定管理業務等が適切に実施されていない場合、改善等に向けて指導を行う。

(4) 対話・協議型のモニタリング（意見交換・連絡調整等）

県は指定管理者と連携して施設の管理運営にあたる立場にあることから、指定管理業務等の質の向上や課題の解決に向けて、意見交換や連絡調整などのヒアリングの場を設定し、きめ細やかな情報共有を図りながら、施設の管理運営状況の確認を行う。

また、指定管理者の優れた取組を正當に評価し、指定管理者のモチベーションを向上させる工夫にも努める。

(2) (略)

(3) 実施方法

施設所管課等は、(1)ウの基本的な考え方に基づき、次のモニタリングを実施し、指定管理者による施設の管理運営が事業計画書や協定書等に基づき適正かつ確実に実施されているか、提供されるサービスの水準が県の要求水準を満たしているか、継続的かつ安定的なサービスの提供が可能な状態であるか、関係法令等が遵守されているかなどを確認する。

なお、一括募集した施設のモニタリングは施設ごとに実施するが、一括募集の趣旨である相乗効果が見込まれる部分については共同で行う。

ア 定期（月例）モニタリング

指定管理者が作成する業務日報及び月例業務報告書を確認するとともに、定期的に現地調査や意見交換等を行い、日常的な指定管理業務等の実施状況を確認する。

イ 随時モニタリング

定期（月例）モニタリングの結果、改善すべき指定管理業務がある場合や事故が発生した場合等に、指定管理施設への立入調査や関係帳簿類の確認を行う。

確認の結果、改善勧告や改善の指示等を行った場合は、その対象となった指定管理業務の改善状況を確認する。

ウ 利用者満足度調査によるモニタリング

指定管理者が実施する利用者満足度調査により、利用者の満足度や要望等を確認する。

確認の結果、利用者満足度の向上のために指定管理業務の改善等が必要と判断する場合は、指定管理者に必要な指導を行う。

エ 苦情対応についてのモニタリング

利用者から指定管理者に寄せられた苦情・意見等への対応状況を月例業務報告書等で確認する。

利用者から施設所管課あてに苦情・意見等が寄せられた場合は、事実関係の確認や対応についての指導を行う。

オ 実績報告書等によるモニタリング（年度モニタリング）

指定管理者から提出された実績報告書（業務委託実績報告書を含む。）、財務書類及び労働環境セルフチェック表の確認とともに、必

(2) (略)

(3) 実施方法

施設所管課等は、_____ 次のモニタリングを実施する

_____。

なお、一括募集した施設のモニタリングは施設ごとに実施するが、一括募集の趣旨である相乗効果が見込まれる部分については共同で行う。

ア 定期（月例）モニタリング

指定管理者が作成する業務日報及び月例業務報告書_____ により、日常的な指定管理業務_____ の実施状況を確認する。

イ 随時モニタリング

定期（月例）モニタリングの結果、改善すべき指定管理業務がある場合や事故が発生した場合等に、指定管理施設への立入調査や関係帳簿類の確認を行う。

確認の結果、改善勧告や改善の指示等を行った場合は、その対象となった指定管理業務の改善状況を確認する。

ウ 利用者満足度調査によるモニタリング

指定管理者が実施する利用者満足度調査により、利用者の満足度や要望等を確認する。

確認の結果、利用者満足度の向上のために指定管理業務の改善等が必要と判断する場合は、指定管理者に必要な指導を行う。

エ 苦情対応についてのモニタリング

利用者から指定管理者に寄せられた苦情・意見等への対応状況を月例業務報告書等で確認する。

利用者から施設所管課あてに苦情・意見等が寄せられた場合は、事実関係の確認や対応についての指導を行う。

オ 実績報告書等によるモニタリング_____

指定管理者から提出された実績報告書（業務委託実績報告書を含む。）、財務書類及び労働環境セルフチェック表_____

要に応じて現地調査や意見交換等を行い、業務の基準及び事業計画書等に沿って業務が行われているか、収支決算状況は適切であるか、労働環境の確保の取組はされているかといった視点から確認する。

指定管理者候補として選定した際に評価を得た提案については、必ずその実施状況を確認する。

なお、指定管理業務が適切に実施されていないと判断した場合は、業務の改善や財務運営の健全化等に向けた指導等を行う。

(4) 指定管理者制度モニタリング会議

ア 概要

県が_____実施するモニタリングの透明性・公平性を確保し、第三者の視点を取り入れた確認等を行うため、外部の有識者等で構成する指定管理者制度モニタリング会議（以下「モニタリング会議」という。）を設置している。

イ～エ（略）

2～3（略）

により、業務仕様書及び事業計画書

等に沿って業務が行われているか、収支決算状況は適切であるか、労働環境の確保の取組はされているかといった視点から確認する。

指定管理者候補として選定した際に評価を得た提案については、必ずその実施状況を確認する。

なお、指定管理業務が適切に実施されていないと判断した場合は、業務の改善や財務運営の健全化等に向けた指導等を行う。

(4) 指定管理者制度モニタリング会議

ア 概要

県が施設設置者として実施するモニタリングの透明性・公平性を確保し、第三者の視点を取り入れた監視を行うため、外部の有識者等で構成する指定管理者制度モニタリング会議（以下「モニタリング会議」という。）を設置している。

イ～エ（略）

2～3（略）

3 令和4年度税制改正案の概要について

令和4年度税制改正については、本年1月に地方税法の一部改正案が閣議決定され、第208回国会に提出された。令和4年度税制改正のうち、地方税関係の概要は次のとおりである。

(1) 法人事業税関係

ア 賃上げへの対応

法人税における賃上げ促進税制に合わせ、継続雇用者の給与等支給額を3%以上増加させる等の要件を満たす法人について、雇用者全体の給与等支給額の対前年度増加額を、付加価値割の課税標準から控除する。(令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用)

イ 大法人に対する所得割の軽減税率の見直し

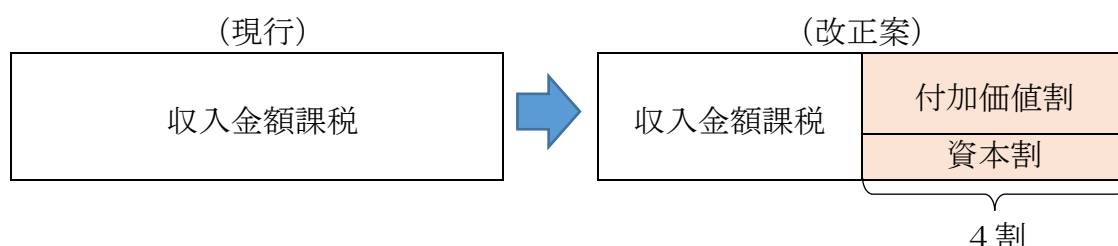
資本金1億円超の法人に係る所得割について、年800万円以下の所得に適用されている軽減税率を廃止する。(令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

所得区分	現行	改正案
400万円以下の額	0.4%	1%
400万円超800万円以下の額	0.7%	
800万円超の金額	1%	

ウ ガス供給業に対する課税方式の見直し

- ・ 現在、収入金額課税が行われているガス供給業について、製造・小売部門に係る課税方式を見直す。
- ・ 具体的には、導管部門の法的分離の対象となる法人等については、その課税方式の4割を見直し、収入金額課税の一部を付加価値割及び資本割に変更するとともに、その他の法人については、一般の事業と同様の課税方式に見直す。(令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

<改正イメージ(導管部門の法的分離の対象となる法人等)>



(2) 納税環境整備

ア e L T A Xを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大

納税者が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請について、e L T A X（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じて行うことができるよう所要の措置を講ずる。（令和4年4月1日以後、準備が整ったものから順次対応）

イ e L T A Xを通じた電子納付の対象税目の拡大

納税者が全ての税目について、e L T A Xを通じて納付を行うことができるよう所要の措置を講ずる。（令和5年4月1日以後の納付について適用）

(3) その他

ア 個人住民税

- ・ 所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を、個人住民税額から控除する措置を、令和7年居住分まで4年延長するとともに、控除限度額を、総所得金額の7%（最高13.65万円）から5%（最高9.75万円）に縮小する。
- ・ この措置による個人住民税の減収は、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

イ 不動産取得税

- ・ 登記所が、市町村に対して登記情報を通知した場合には、都道府県に対しても当該登記情報を通知しなければならないこととする。（令和5年4月1日から適用）
- ・ 不動産を取得した者が、その登記の申請をした場合は、都道府県に対する不動産取得税に係る申告又は報告を不要とする。（令和5年4月1日から適用）

(4) 地方税法が改正された場合の本県の対応案

令和4年度税制改正に伴う地方税法の一部改正案は、現在開会中の第208回国会で審議中であるが、法案の成立時期によっては、本年4月1日から施行する必要がある神奈川県県税条例の改正について、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分させていただく可能性がある。

4 かながわ女性センター跡地の利活用について

東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技開催のために活用されたかながわ女性センター跡地について、今後の利活用方針を報告する。

(1) かながわ女性センター跡地の概要

所在地 藤沢市江の島1丁目11番1号
敷地面積 20,075.41㎡
用途地域等 商業地域、建ぺい率80%（一部40%）、容積率400%、
高さ制限15m

(2) 沿革・経過

平成27年 かながわ女性センターが藤沢合同庁舎へ移転したことに
伴い施設を用途廃止
平成29年 (株)湘南なぎさパークに駐車場用地として貸付け（令和4年
度末までの予定）
令和3年 東京2020オリンピック競技大会において、セーリング競技
開催用地として利用

(3) 利活用方針

敷地の一部を県が利用し、残りは民間事業者による利活用を図る。

ア 県利用（約5,000㎡）

- (ア) 湘南港として利用する。
- (イ) 具体的には、2度のオリンピック会場となった本県にふさわしい港湾を目指し、セーリング大会開催時のコンテナ置場等として利用する。
- (ウ) 大会のない通常時は有料駐車場として運用する。（駐車台数約200台）

イ 民間事業者による利活用（約15,000㎡）

- (ア) 基本的な考え方
 - ・ 湘南港との相乗効果が期待できる民間施設（宿泊施設、飲食施設等）の整備を誘導する。
 - ・ オリンピックレガシーの継承に寄与する事業の実施の提案を求める。
 - ・ 藤沢市の要望を踏まえる。
- (イ) 事業方式
民間事業者から公募プロポーザル方式により事業提案を受けて、売却又は事業用定期借地権を設定する貸付けを行う。

(ウ) 事業者の選定方法

事業者選定評価委員会の意見を参考に、事業提案や事業遂行能力等を総合的に評価し、最も評価の高い事業者を優先交渉権者として選定する。

(4) 民間事業に対する藤沢市の要望

ア 魅力ある観光資源にすること

イ 津波避難施設としての機能を装備すること

ウ 地元団体要望へ配慮すること

(ア) コンベンション機能やレストラン等を備えた宿泊施設を整備してほしい

(イ) 有料駐車場を整備してほしい

(ウ) 江の島の歴史やオリンピックレガシーを伝承してほしい

(5) 今後の予定

ア 県利用(約5,000㎡)

令和4年4月

～令和5年2月 臨港地区への編入手続き

令和5年4月以降 駐車場、コンテナ置場等の工事

イ 民間事業者による利活用(約15,000㎡)

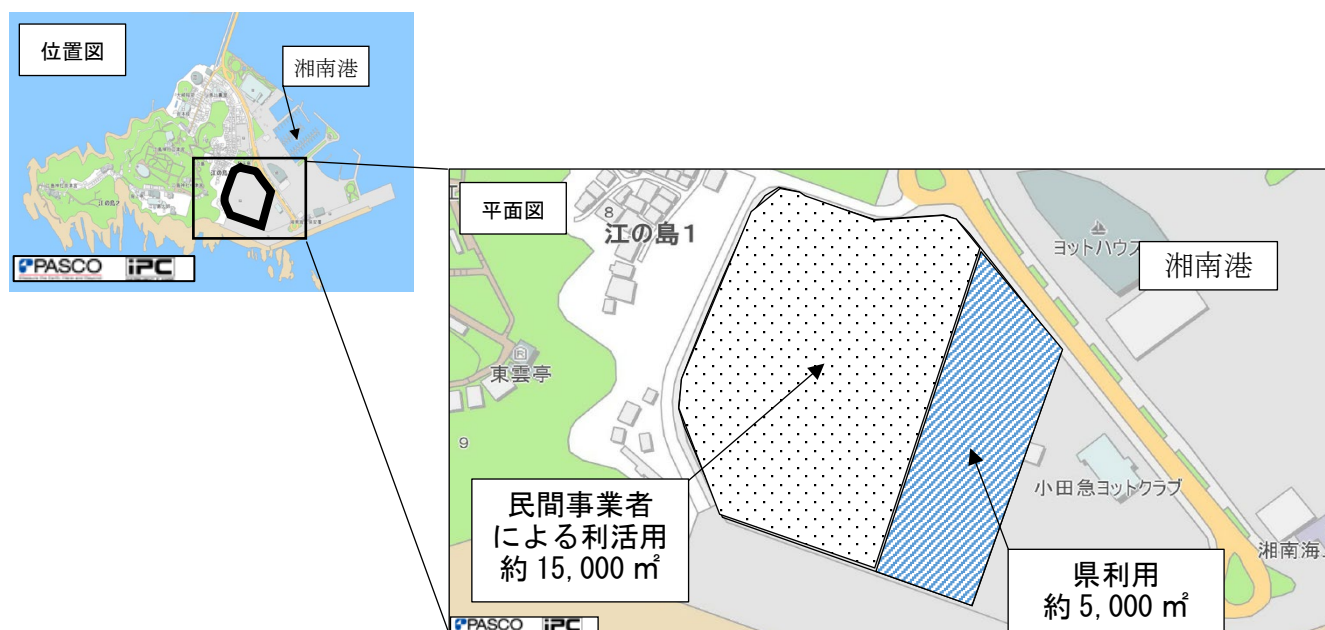
令和4年5月 事業者の募集開始

10月 事業提案及び事業遂行能力等の審査

12月 優先交渉権者決定

令和5年4月以降 事業者による施設整備着手

(6) 位置図・平面図



5 神奈川県公共施設等総合管理計画の改訂（案）について

(1) 改訂の趣旨

国は、平成25年11月に、インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化を図るため、「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、平成26年4月に、地方公共団体等へ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定を要請した。

県は、この要請を受け、平成29年3月に「神奈川県公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定し、公共施設等の効率的な維持更新に取り組んできた。

総合管理計画は、策定から5年が経過し、その間施設毎に維持更新の具体的な対応方針を定めた個別施設計画を策定したことや、総務省から総合管理計画への記載事項について新たな要請があったことから、令和3年度に改訂する。

(2) これまでの経過

令和3年12月9日 総務政策常任委員会に「総合管理計画（改訂素案）」を報告

令和3年12月20日

～令和4年1月19日 総合管理計画（改訂素案）に対する県民意見の募集

(3) 県民意見募集

ア 実施期間

令和3年12月20日～令和4年1月19日

イ 実施方法

県ホームページでの募集、県機関での印刷物の配架

ウ 実施結果

(ア) 意見の件数 39件（19人）

(イ) 主な意見

- ・ SDGs との関係性を明示すべき。
- ・ 公共施設は、長期間に渡る使用が想定されるので、環境に配慮した建物にすべき。
- ・ 維持更新費縮減の計算では、縮減効果の対策毎の「見える化」を図って欲しい。

- ・ 「公共施設等適正管理推進事業債」に、新たに「脱炭素化事業」が追加された旨を記載すべき。

(4) 素案からの主な変更点

- ・ 県民意見募集における意見を踏まえ、改訂案に反映した。
- ・ 維持管理費を抑制するための「施設規模の縮小」と、行政ニーズの多様化に的確に対応するための「機能の充実」の両立の考え方をもって取り組む旨を記載した。

(5) 改訂案の概要 <「参考資料」参照>

ア 背景と基本理念

(7) 神奈川県の人々の状況と見通し

本県の総人口は2023年ごろまでにピークを迎え、その後、減少していくことが見込まれている。

(1) 本県の財政状況

職員定数の削減等による人件費の抑制など、総額抑制に継続して取り組んできたが、介護・医療・児童関係費は、急速な高齢化などにより、大きく伸びてきているなど、本県を取り巻く財政状況はいまだ厳しい状況である。

(2) 公共施設等の現況と課題

a 公共施設等の類型

県有施設、都市基盤施設、公営企業施設及び地方独立行政法人施設（県有施設には、庁舎等施設などの4施設の類型が区分されている。各区分に基づく施設類型の総数は21となる。）

b 老朽化の状況と課題

各施設類型とも老朽化の進行が認められ、大規模な改修や建て替えなどの対策の検討が必要となっている。

(3) 基本理念、目標及び計画期間

a 基本理念

効率的に維持・更新等をするとともに利活用を進めることで、県民が安心して安全かつ快適に利用できる公共施設等（品質）を、経済的なコスト（財務）で適切に提供（供給）する。

b 目標

- ・ 財政負担の軽減・平準化
- ・ 公共施設等の最適な配置の実現

c 計画期間

10年間（5年ごとを目安に見直しを行う。）

イ 総合管理計画の推進（共通事項）

(7) 維持更新費の現状と将来見通し

- a 過去5ヵ年（平成28～令和2年度）の維持更新費の年平均は公共施設全体で約1,019億円となる。
- b 将来見通しは、今後30年間（平成28～令和2年度）の合計で約6兆630億円（年平均は約2,021億円で現状の約1.98倍）となる見込み。

(4) 公共施設等の維持更新に関する基本的な考え方（共通事項）

「耐震化」、「安全確保」、「脱炭素化」、「ユニバーサルデザイン」、「長寿命化」、「点検・診断等」、「維持・更新等」、「公民連携」、「統合や廃止」

(ウ) 公共施設等の脱炭素化の取組

公共施設等の維持更新においても、ZEB化の推進など、積極的かつ長期的視点に立った計画的な脱炭素化に取り組み、県民や事業者にも「脱炭素」な行動を示していく。

(エ) 県有施設の維持更新費の縮減の取組

県民サービスを継続的に維持しつつ、適切な維持・更新等を進めながら、施設の総量の縮減や維持更新費の縮減及び平準化を実施する。併せて、収益の確保を進める。

(オ) 都市基盤施設の維持更新費の縮減の取組

県民サービスの根幹となる施設であり、今後も、適切な維持・更新等を継続しつつ、施設ごとの縮減方針に基づき、より一層の長寿命化や維持更新費の縮減に努める。

(カ) 公営企業施設の維持更新費の縮減の取組

安全・安心を重視した県民サービスを提供しつつ、長寿命化を図っていくほか、将来の水需要の減少に対応した施設のダウンサイジングや統廃合を目指すなど、維持更新費の縮減に取り組む。

(キ) 地方独立行政法人施設の維持更新費の縮減の取組

日常点検等を適切に行うとともに、施設利用者へ適切なサービスが行えるよう施設の特性を考慮しながら、計画的かつ効率的な修繕等を実施し、維持更新費の縮減につながる取組を進める。

(ク) 維持更新費の縮減

今後30年間の縮減額を試算すると、公共施設等全体の30年間合計の縮減額は約1兆6,005億円となり、維持更新費の年平均は1,488億

円となる。

(ケ) 財源の確保

- ・ 国庫支出金の確保、民間資金の活用、行政財産の貸付や統廃合で生じる跡地の積極的な売却等による収益確保等に取り組む。
- ・ 「公共施設等適正管理推進事業債」などの地方財政措置のある地方債の積極的に活用する。
- ・ 「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」などの補助金を活用する。

(コ) 進行管理

- ・ P D C Aサイクルを活用し、県有地・県有施設利用調整会議で、緊密な情報共有や計画の推進に関する意思疎通を図る。

ウ 個別施設類型の基本的な考え方

個別施設類型の状況と課題、維持更新の将来見通し、目標、維持更新に関する基本的な考え方を示す。

(6) 今後の予定

令和4年3月 総合管理計画の改訂と公表